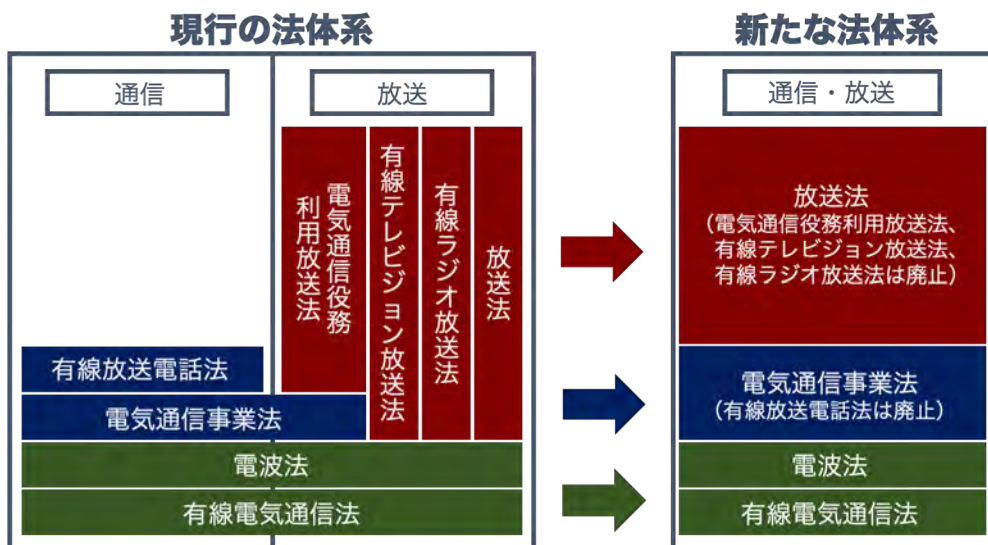


■ 超スマート時代の放送戦略を



通信・放送融合という言葉が生まれて28年。
NHK同時配信はBBCの12年遅れ。

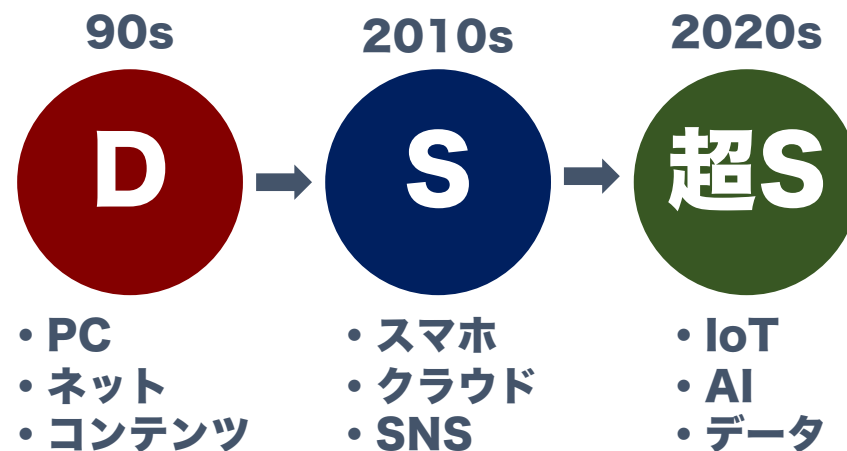
通信・放送は2011年に法体系が抜本改正され、
積み残しのNHK同時配信も実現、
法制度はほぼ対応が終了。



この10年、スマート化が進んだが、
放送は地デジ以外の変化が乏しい。
通信は成長して、
NTT一社の営業利益で
全キー局が買収できるほどの格差。

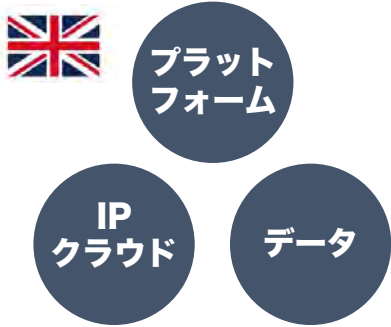


アメリカの巨人が上陸して、中国の攻勢も予想される。
デジタルの20年、スマートの10年を経て、
AI、IoT、ビッグデータの超スマート時代にさしかかる。
その中での放送を考えるのが現在のアジェンダ。

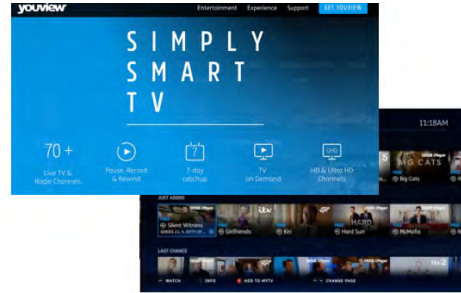


■ 総合メディア市場の成長戦略を

イギリスの3施策



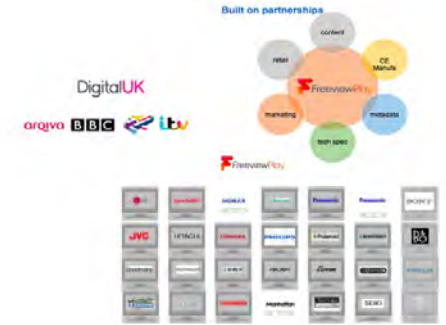
1. 配信プラットフォーム BBCと民放が連携して構築



2. IPクラウド コンテンツをIPベースでクラウドに集中。 通信・放送、有線・無線、 全ネットワークに配信する仕組み。



3. データ利用 視聴データを放送局が 共同で利用する仕組み。



改正放送法によるNHKの民放への協力義務に基づき両者連携して3点セットを構築できないか。

通信・放送トータルな市場を見据えての成長戦略を描くことが重要。

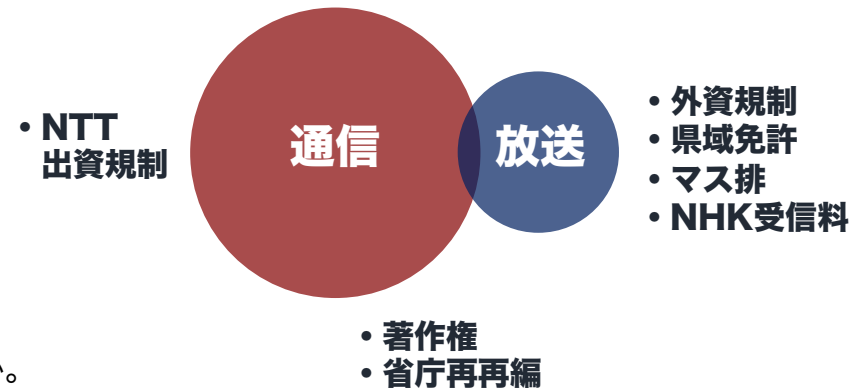
NHK+民放 3点セット

- 1) 同時配信PF：TV版ラジコ
- 2) IPクラウド対応 → 基盤構築
- 3) データ利用促進 → 基盤構築

新しい論点

- ・ 米国・中国メディアなど外資とどう向き合うのか。
- ・ マスメディア集中排除、NTTメディア出資規制などの規制はなお必要か。
- ・ NHK受信料をどう見直すのか。
- ・ ガラパゴス化している著作権制度を世界基準に合わせるべきか。

トータル市場の成長戦略を



■ 十数年のタイムラグ

イギリス

1996年 BBC Radio 1 同時配信
2007年 BBC iPlayer

始まりは、1997年著作権法改正

自動公衆送信 = オンデマンド送信

日本は、ユーザーまでデータが届いているか否か
他国は、同時提供か個別提供か

送信可能化

「特異であり、合理性は見いだせない。」

日本

2010年 radiko
2020年 NHK同時配信

■ 商業用レコードに係る著作隣接権規定、集中管理等とWPPTとの比較

日本での利用形態	実演家の権利 *レコード製作者の権利も同様	集中管理の状況	アウトサイダー 問題	WPPTの 利用形態	WPPTの権利
放送	報酬請求権 著作権法第95条第1項	指定管理団体による 管理	なし	broadcasting	単一の衡平な 報酬を請求する 権利
有線放送 有線放送同時再送信					
IPマルチキャスト 同時再送信	補償金請求権 著作権法第102条第5項	著作権等管理事業法 による集中管理	個別に権利行使 可能	communication to the public	
サイマルキャスト サイマルキャスト	送信可能化権 (許諾権) 著作権法第92条の2		あり		
ウェブキャスト	集中管理なし	—	—		
レコード店舗演奏	権利なし	—	—		

■ 放送法制等と著作権法制等の一世紀

西暦	放送法制等	著作権法制等
1920	世界初の商業用ラジオ局 (KDKA) が開局	「旧著作権法」改正 演奏歌唱を規定
1923	日本で「放送用私設無線電話規則」制定	
1925	日本でラジオ放送開始	
1927	国際条約 (ITU RR) で放送役務等を定義	
1931		「旧著作権法」改正 放送を規定
1950	「放送法」制定	
1951	「有線放送業務の運用の規正に関する法律」制定	
1961		「ローマ条約」創設
1970		「著作権法」制定 有線放送を規定
1972	「有線テレビジョン放送法」制定	
1986		「著作権法」改正 有線送信を規定
1996		「WPPT」創設
1997		「著作権法」改正 公衆送信を規定
2001	「電気通信役務利用放送法」制定	
2006		「著作権法」改正 IP同時送信規定の整備
2010	「放送法」改正 通信・放送融合法制の整備	
2020	NHK同時配信の認可	「北京条約」効力発生

■ ヨーロッパ主要国の2017年における衡平な報酬の額 (音の実演等)

国	communication to the public	broadcasting	cable retransmission	左記合計	人口
フランス	47,713,449	8,636,949	399,450	56,449,848	6462万人
ドイツ	23,526,000	39,168,000	4,340,000	67,034,000	8266万人
イタリア	106,498	15,156,848	0	15,263,346	6059万人
オランダ	20,183,155	9,608,686	3,776,756	15,468,597	1708万人
スペイン	13,865,858	24,989,245	3,490,447	42,345,550	4641万人
スウェーデン	7,653,650	6,319,308	162,230	14,135,188	1012万人
スイス	2,350,466	4,894,241	4,629,987	11,874,694	842万人
AEPO ARTIS 26か国	174,587,189	163,720,821	44,613,569	382,921,579	

■ RADIKO から radiko へ

2008年
有線ラジオ放送（再送信）
IPv6マルチキャスト



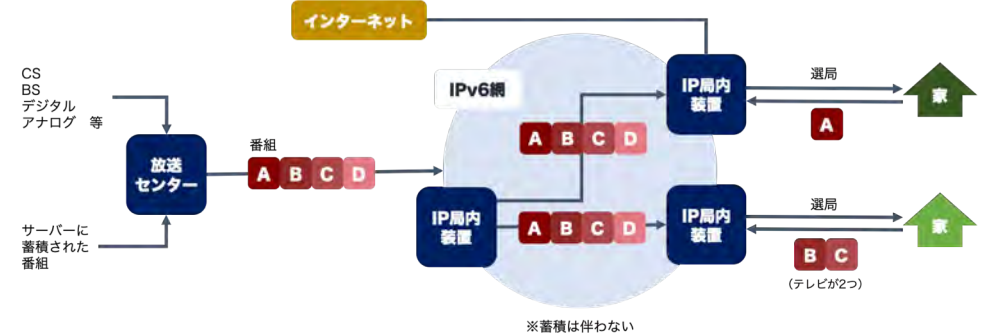
2010年
インターネットラジオ
ユニキャスト



■ 2006年8月 文化審議会 著作権分科会 (IPマルチキャスト放送及び罰則・取締り関係) 報告書

- 閉鎖的ネットワークを用いてコンテンツの配信を行う。
- 放送センターからは、IP局内装置に対して全番組が常に配信される。
- 最寄りのIP局内装置からは、ユーザーが選曲した番組のみが配信される（リクエストに基づく送信）。

【IPマルチキャスト放送の概略図】



■ 質問主意書・答弁書

内閣衆質一五九第二三号

衆議院議長 河野洋平 殿

衆議院議員鳥聡君提出ブロードバンド環境下におけるコンテンツ流通の促進に資する著作権制度等のあり方に関する質問に対する答弁書

・・・電気通信役務利用放送法上の電気通信役務利用放送と著作権法上の放送等とは、その定義を異にしているところであり、一般論として申し上げれば、いわゆるブロードバンドサービス等を用いて家庭や職場の受信者それぞれがコンテンツの提供を求めることにより初めて当該コンテンツが自動的に送信されるものは、それが電気通信役務利用放送法上の電気通信役務利用放送に該当するか否かにかかわらず、公衆によって同一の内容の送信が同時に受信されることを目的として行う送信形態ではないことから、著作権法上は、放送には当たらず、自動公衆送信に該当すると考えている。

平成十六年三月十六日
内閣総理大臣 小泉純一郎

■ ガラパゴス化の四半世紀

国際的な調和（WCT、WPPT、北京条約 2020年4月）
＊標準化と同じ。No Standard, No Exist.

放送定義変更、報酬請求権（権利制限＋補償金請求権）、強制許諾、拡大集中許諾
技術からの中立、利用態様による整理、支分権の大別化

- 1950年 放送法
- ↓
- 2010年 通信・放送法体系見直し
- 1970年 著作権法全部改正
- ↓
- 2020年 半世紀が経過